

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○地籍調査事業計画の策定 (地域復興支援課) 一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 二

○海岸保全区域の指定(二件) (水産業基盤整備課) 二

○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定 (同) 二

○海岸保全区域の変更指定 (河川課) 三

○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 四

○土地改良区役員の就任の届出 (北部地方振興事務所) 五

選挙管理委員会

○衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表 五

○宮城県知事選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表 五

○宮城県議会議員補欠選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表 七

監査委員

○行政監査の意見に対する措置の公表 九

○包括外部監査結果に関する報告の公表 九

公安委員会

○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施 一一

告 示

○宮城県告示第四百四十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六條の三第二項の規定により、平成三十年年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成三十年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称及び調査地域

名 称	調 査 地 域
気仙沼市	沢田等二単位区域
白石市	鷹巣字荒屋敷前等四十八単位区域 字入生一番等二十八単位区域の一部 新館町等三単位区域 字入生一番等二十三単位区域 南町二丁目一単位区域 字宛作等九単位区域
大崎市	古川清滝字新町田等七単位区域 古川清滝字山崎等二単位区域 古川斎下字寺前等十七単位区域
柴田町	槻木字新館前等十一単位区域
川崎町	大字川内字熊野山等一部四単位区域 大字川内字草倉山等三単位区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一條第一号の規定により告示する。

平成三十年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一三二〇〇二二五	事業所の名称及び所在地 結の郷わくや 遠田郡浦谷町浦谷字 新下町浦百八十八	指定障害福祉サービスの種類 短期入所	設置者名 社会福祉法人 共生の森	指定年月日 平成三十年四月一日
---------------------	--	-----------------------	------------------------	--------------------

○宮城県告示第四百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一一四〇〇二二七	事業所の名称及び所在地 障害児デイケアセンター 太子こどもの広場 東松島市矢本字道地 浦百三十九	廃止する指定障害福祉サービスの種類 短期入所	設置者名 社会福祉法人 矢本愛育会	廃止年月日 平成三十年三月三十一日
---------------------	--	---------------------------	-------------------------	----------------------

○宮城県告示第四百五十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成三十年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称		指 定 区 域
	漁港名	地区名	
仙台湾沿岸	東名漁港	東名地区	次に掲げるイ点からラ点までを順次結んだ直線及びイ点とラ点を結んだ直線により囲まれた区域（金属標（B-1）北緯三八度二分三基点A点、東松島市東名、東経一四度〇八分一七秒四・七三三メートル）
			イ点 基点A点から七五度四一分一七秒五・七六一メートルの地点
			ロ点 基点A点から三九度四〇分一七秒九・七四五メートルの地点
			ハ点 基点A点から四二度五五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ニ点 基点A点から四五度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ホ点 基点A点から四九度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ヘ点 基点A点から五二度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ト点 基点A点から五五度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			チ点 基点A点から五八度五分一七秒三・七四七メートルの地点

ル点	リ点	チ点から二八度五八分二六秒六〇・五四二メートルの地点
ニ点	リ点	チ点から二八度五八分二六秒六〇・五四二メートルの地点
ホ点	リ点	チ点から二八度五八分二六秒六〇・五四二メートルの地点
ヘ点	リ点	チ点から二八度五八分二六秒六〇・五四二メートルの地点
ト点	リ点	チ点から二八度五八分二六秒六〇・五四二メートルの地点
チ点	リ点	チ点から二八度五八分二六秒六〇・五四二メートルの地点

○宮城県告示第四百五十一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成三十年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称		指 定 区 域
	漁港名	地区名	
仙台湾沿岸	東名漁港	東名地区	次に掲げるア点からマ点までを順次結んだ直線及びア点とマ点を結んだ直線により囲まれた区域（金属標（B-1）北緯三八度二分三基点A点、東松島市東名、東経一四度〇八分一七秒四・七三三メートル）
			ア点 基点A点から七五度四一分一七秒五・七六一メートルの地点
			イ点 基点A点から三九度四〇分一七秒九・七四五メートルの地点
			ロ点 基点A点から四二度五五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ハ点 基点A点から四五度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ニ点 基点A点から四九度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ホ点 基点A点から五二度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ヘ点 基点A点から五五度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ト点 基点A点から五八度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			チ点 基点A点から六一度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			リ点 基点A点から六四度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ル点 基点A点から六七度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ニ点 基点A点から七〇度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ホ点 基点A点から七三度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ヘ点 基点A点から七六度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ト点 基点A点から七九度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			チ点 基点A点から八二度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			リ点 基点A点から八五度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ル点 基点A点から八八度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ニ点 基点A点から九一度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ホ点 基点A点から九四度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ヘ点 基点A点から九七度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ト点 基点A点から一〇〇度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			チ点 基点A点から一〇三度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			リ点 基点A点から一〇六度五分一七秒三・七四七メートルの地点
			ル点 基点A点から一〇九度五分一七秒三・七四七メートルの地点

○宮城県告示第四百五十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である東松島市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成三十年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	地区 海岸名	指定区域
	漁港名		
仙台湾沿岸	東名漁港	東名地先海岸	平成三十年四月十七日宮城県告示第四百五十号により海岸保全区域として指定した東松島市大塚字東名の東名漁港海岸に接する区域
海岸	海岸	海岸	

○宮城県告示第四百五十三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、平成十九年宮城県告示第九百七十九号で変更した海岸保全区域を、次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	大分類	中分類	小分類	指定区域
	三陸南沿	本吉海岸	大谷地区海岸	
			基点A点	北緯三八度四八分
			基点B点	北緯三八度四八分
			同市本吉町日門十番地内の北緯三八度四八分	東経一四度三三分二五秒一四六四の地
			基点	北緯三八度四八分
			(ア)点	北緯三八度四八分
			(イ)点	北緯三八度四八分
			(ウ)点	北緯三八度四八分
			(エ)点	北緯三八度四八分
			(オ)点	北緯三八度四八分
			(カ)点	北緯三八度四八分
			(キ)点	北緯三八度四八分
			(ク)点	北緯三八度四八分
			(ケ)点	北緯三八度四八分
			(コ)点	北緯三八度四八分
			(ク)点	北緯三八度四八分
			(サ)点	北緯三八度四八分

(レ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(ル)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(リ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(ラ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(ロ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(ハ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(ニ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(ホ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(ヘ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(フ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(ヘ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(ノ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(ネ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(ヌ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(ニ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(ナ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(ト)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(テ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(ツ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(チ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(タ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(ソ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(セ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(ス)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分
(シ)点	北緯三八度四八分	東経一四度三三分

百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月十七日

一 都市計画の種類

栗原都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大崎土地改良区役員_員の就任について、次のとおり届出があった。

平成三十年四月十七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 川 名 一 彦

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成三十年三月二十六日	阿 部 清 人	大崎市古川大崎字伏見要害百二十二番地	理事

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条の規定により、平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第百九十二条の規定によりその要旨を別冊一のとおり公表する。

平成三十年四月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

○宮選管告示第四十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条の規定により、平成二十九年十月二十二日執行の宮城県知事選挙における各候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第

百九十二条の規定によりその要旨を次のとおり公表する。
平成三十年四月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類	平成29年10月22日執行 宮城県知事選挙	報告書の要旨	平成29年9月25日から 第1回分 平成29年10月25日まで
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)	37,829,500 円		
3 報告書の要旨			
候補者氏名	多々良 哲	所属党派	無所属
出納責任者氏名	佐々木 永一		

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) 新しい県政をつくる宮城県民の会 30,000 円 日本共産党仙台市東区委員会 収入合計 30,000 円	主たる寄附 (氏名・団体名) 選挙事務所費 200,000 円 集合同会費 428,000 円 通信用印刷費 378,000 円 選挙事務所費 50,000 円 印刷用具費 178,905 円 食料費 44,939 円 旅費 1,625,300 円 雑費 458,118 円 食料費 84,801 円 雑費 220,360 円 雑費 390,312 円 雑費 150,142 円 支出合計 3,780,877 円
その他の寄附 収入合計 3,050,000 円 前計 - 円 総計 3,780,877 円	その他の寄附 支出合計 3,780,877 円 前計 - 円 総計 3,780,877 円

項目	金額
選挙運動用通常業務書の作成	-
ピラノの作成	394,100
ボスターの作成	777,600
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	-
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	-
個人演説会の立札及び看板の類の作成	-
計	1,171,700

報告書受理年月日 平成 29 年 11 月 6 日 第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類	平成29年10月22日執行 宮城県知事選挙	報告書の要旨	平成29年7月30日から 第1回分 平成29年11月1日まで
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)	37,829,500 円		
3 報告書の要旨			
候補者氏名	村 井 嘉 浩	所属党派	無所属
出納責任者氏名	村 守 正		

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) 柳井 章 50,000 円 柳井 寛子 1,500,000 円 選挙事務所費 2,000,000 円 選挙事務所費 1,000,000 円 選挙事務所費 1,000,000 円 選挙事務所費 1,000,000 円 選挙事務所費 2,100,000 円 選挙事務所費 1,000,000 円 選挙事務所費 1,000,000 円 選挙事務所費 500,000 円 選挙事務所費 100,000 円 選挙事務所費 30,000 円 選挙事務所費 300,000 円 選挙事務所費 500,000 円 選挙事務所費 50,000 円 選挙事務所費 100,000 円 選挙事務所費 100,000 円 選挙事務所費 30,000 円 選挙事務所費 30,000 円 選挙事務所費 30,000 円 選挙事務所費 90,000 円 収入合計 14,950,000 円 前計 - 円 総計 14,950,000 円	主たる寄附 (氏名・団体名) 柳井 章 50,000 円 柳井 寛子 1,500,000 円 選挙事務所費 2,000,000 円 選挙事務所費 1,000,000 円 選挙事務所費 1,000,000 円 選挙事務所費 1,000,000 円 選挙事務所費 2,100,000 円 選挙事務所費 1,000,000 円 選挙事務所費 1,000,000 円 選挙事務所費 500,000 円 選挙事務所費 100,000 円 選挙事務所費 30,000 円 選挙事務所費 300,000 円 選挙事務所費 500,000 円 選挙事務所費 50,000 円 選挙事務所費 100,000 円 選挙事務所費 100,000 円 選挙事務所費 30,000 円 選挙事務所費 30,000 円 選挙事務所費 30,000 円 選挙事務所費 90,000 円 支出合計 5,549,372 円 前計 - 円 総計 5,549,372 円
その他の寄附 収入合計 14,950,000 円 前計 - 円 総計 14,950,000 円	その他の寄附 支出合計 5,549,372 円 前計 - 円 総計 5,549,372 円

項目	金額
選挙運動用通常業務書の作成	-
ピラノの作成	375,500
ボスターの作成	1,064,000
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	-
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	-
個人演説会の立札及び看板の類の作成	-
計	1,439,500

報告書受理年月日 平成 29 年 11 月 6 日 第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨 平成29年10月22日執行 宮城県知事選挙 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)			
1 選挙の種類	平成29年10月22日執行	宮城県知事選挙	
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)	37,829,500 円		
3 報告書の要旨			
候補者氏名	村井嘉浩	所属党派	無所属
出納責任者氏名	野村守正	期	平成29年11月2日から第2回分 平成29年11月20日まで
収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	円
支出	人 家 住 賃 費 選挙事務所費 集会会場費 通 信 費 交 通 費 印 告 費 公 具 費 文 具 費 食 糧 費 休 雑 費		円
その他の寄附 その他の収入	- 件	-	1,611,677
今 回 計			5,549,372
前 回 計			7,161,049
総 計			14,950,000
報告書受理年月日	平成 29 年 11 月 24 日	第 2 回報告分	

○宮選管告示第四十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により、平成二十九年十月二十二日執行の宮城県議会議員補欠選挙における候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第百九十二条の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成三十年四月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 宮城県議会議員補欠選挙 (名取選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 6,534,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	村上 久仁	所属党派	無所属	期間	8月18日から 第1回分 10月30日まで
-------	-------	------	-----	----	-----------------------------

出納責任者氏名	三浦 久
---------	------

収 入	支 出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職 業) (寄 附 額) 円	人 件 費 450,000 円
	家 屋 費 257,492
	選挙事務所費 257,492
	集会会場費 -
	通 信 費 18,170
	交 通 費 3,608
	通 信 通 信 費 200,340
	通 信 通 信 費 330,413
	交 通 費 161,076
	通 信 通 信 費 78,847
	通 信 通 信 費 -
	通 信 通 信 費 166,308
その他の寄附 その他の収入 件	今 回 計 1,666,254
今 回 計 1,802,936	前 回 計 -
前 計 -	総 計 1,666,254
総 計 1,802,936	

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	-
ビラの作成	-
ポスターの作成	132,300
選挙事務所での立札及び看板の類の作成	-
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	-
個人演説会の立札及び看板の類の作成	-
計	132,300

報告書受理年月日 平成 29 年 11 月 6 日 第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 宮城県議会議員補欠選挙 (名取選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 6,534,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	大久保 三代	所属党派	無所属	期間	9月10日から 第1回分 10月31日まで
-------	--------	------	-----	----	-----------------------------

出納責任者氏名	大久保 三代
---------	--------

収 入	支 出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職 業) (寄 附 額) 円	人 件 費 - 円
	家 屋 費 -
	選挙事務所費 -
	集会会場費 -
	通 信 費 -
	通 信 通 信 費 56,117
	通 信 通 信 費 -
	通 信 通 信 費 -
	通 信 通 信 費 -
	通 信 通 信 費 -
	通 信 通 信 費 -
その他の寄附 その他の収入 件	今 回 計 56,117
今 回 計 56,117	前 回 計 -
前 計 -	総 計 56,117
総 計 56,117	

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	-
ビラの作成	-
ポスターの作成	-
選挙事務所での立札及び看板の類の作成	-
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	-
個人演説会の立札及び看板の類の作成	-
計	0

報告書受理年月日 平成 29 年 11 月 2 日 第 1 回報告分

監査委員

○宮城県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき公表する。

平成30年4月17日

宮城県監査委員 齋藤正美
 宮城県監査委員 すどう 哲
 宮城県監査委員 石森 建二
 宮城県監査委員 成田 由加里

1 監査委員から知事へ報告した日

平成30年2月22日

2 知事から通知があった日

平成30年3月23日

3 措置の内容

平成29年度行政監査の意見に対する措置状況

「AED（自動体外式除細動器）の設置及び管理について」

項目名	監査委員の意見	措置状況
I AEDの設置状況について	AED設置について法的義務がない中で県の多くの機関にAEDが設置されており、庁舎等別の設置割合も高い状況にあるが、周辺地域に医療機関や他のAEDが設置されている公共機関等がない県の機関にAEDが設置されていない事例が一部見受けられた。	AED設置に関する全庁的な統一方針として、管理等の在り方を含めて検討する。検討に際しては、厚生労働省の通知や他部局等の現状を踏まえるとともに、経費性・効率性・有効性を勘案する。

におけるAEDの設置については、各部局が施設所管者としてその設置の必要性を個別に判断しており、全庁的に統一した設置方針が定められていない状況にある。
 内水面水産試験場や栗原地方ダム総合事務所など特に周辺地域に医療機関や他のAEDが設置されている公共機関がない機関にAEDを早急に設置することを検討するとともに、県の機関において効果的かつ効率的にAEDの設置を行うため、全庁的な設置基準、優先度、設置計画等を明示した統一方針を定めて、計画的な設置に努められたい。

前項の統一方針の検討を通じて、庁内における一元的な管理又は指導を行う組織や、設置状況等の把握について整理する。

(2) AEDの設置の一元的管理について
 県の機関におけるAEDの設置は、各部局での判断に委ねられており、全庁的なAEDの設置状況等が把握されていない状況にある。危急の際に県民及び職員の救命を図るための態勢を確保しておくことが重要であり、県の機関におけるAEDの設置を一元的に管理し、又は指導する組織を明確にしておく。その組織において県の機関における設置状況や使用実績等を定期的な把握するとともに、必要に応じて他の機関への移管の可能性についても検討されたい。

統一方針の検討を通じて、購入とリースの調達方法の比較検討を行う。

(3) AEDの調達方法について
 AEDを設置するにあたり、維持管理経費を重視して調達した機関が一部見受けられるが、購入とリースの比較検討を行わずに購入している機関が多く見受けられた。AEDを設置するに当たっては、庁舎等の管理体制や予算確保の方法の現状を踏まえつつ、耐用年数内における消耗品の交換費用

一括調達については、既存機器の交換時期の相違や各機関における予算措置状況も踏まえ、スクロールメントを生み出せる調達方法について検討する。
 なお、自動販売機設置手続き事

	<p>やメンテナンス費用等も含めた総コストを勘案した上で購入とリース契約との比較を行い、経済的かつ効率的な調達に務められたい。</p> <p>一方、AEDを設置するにあたり、経済性を考慮し、各機関分を集約して一括購入して調達している優良な事例も見られた。</p> <p>AEDを購入する場合には、少ない数量をそれぞれの機関が別々に調達するよりも、集約し、一括して多くの数量を調達する方が有効であると考えられることから、部局を超えて全庁的に一括購入できるよう調達方法の改善について検討されたい。</p> <p>さらに、県の機関にAEDを一層普及するための方策の一つとして、AEDを搭載した自動販売機の導入拡大の可否について検討されたい。</p>	<p>務取扱要領において、AEDを仕様に含める場合の貸付期間を定めている。自動販売機設置手続き事務取扱要領については、今後、県の施策等を踏まえ、必要に応じて改正の検討を行う。</p>
<p>2 AEDの管理状況について</p>	<p>(1) 設置場所について</p> <p>緊急発生時に傷病者に対して迅速に使用できる場所を選定してAEDが設置されている機関が多い状況であり、設置場所は概ね適正で大きな問題は認められなかったが、東日本大震災で被災した本県での経験を踏まえ、建物の上部階にAEDを設置するなど災害時にもAEDを活用することを想定したAEDの複数設置や設置場所の選定に配慮されたい。特に、多くの職員が勤務し、来庁者の多い行政庁舎には、現在1階に1台しか設置されていないので、例えば5階、10階、18階等の複数階に設置することを検討されたい。</p>	<p>行政庁舎には現在設置している1階に加え平成30年度中に2階から18階までの偶数階に1台ずつ設置する予定である。なお、合同庁舎についても平成30年度中に仙台合同庁舎には3台、外6合同庁舎には各2台を設置する予定である。</p>
<p>(2) 設置場所の</p>	<p>設置場所の表示については、多くの機関で表示板等が設置されて</p>	<p>行政庁舎及び各合同庁舎については、平成30年度中の増設に合わ</p>
<p>表示について</p>	<p>おり、AEDの設置場所が認識できるように整備されているが、表示が全くない機関も一部に見受けられた。</p> <p>緊急時に職員及び施設利用者等が正確なAEDの設置場所をすぐに認識できるようにするため、位置を示す表示板の掲示、施設案内図へのAED配置図の表示やエレベーターパネルにAED配置フロアの明示等を徹底するなど設置場所の明確な表示に万全を期されたい。</p>	<p>せて設置場所の明確な表示を行っていく。</p>
<p>(3) 日常点検について</p>	<p>点検担当者は、多くの機関において配置されているが、一部に配置されていない機関が見受けられた。</p> <p>設置したAEDの日常点検を実施する者として点検担当者を配置することが求められていることから、点検担当者の適切な配置に努められたい。</p> <p>また、日常点検については、多くの機関で実施されているものの、実施されていない機関も一部見受けられ、日常点検を実施している機関でも、毎日実施している機関は3割程度に留まっている状況にある。</p> <p>使用の必要が生じた際にAEDが的確に活用できるように、点検を毎日実施するよう日常点検の実施に万全を期されたい。</p> <p>点検でニュアールの整備については、半数以上の機関で整備されていない状況であった。</p> <p>適正な点検でニュアールの整備に努められたい。</p> <p>点検記録簿の整備に関しては、</p>	<p>日常点検については、厚生労働省の通知や製造販売業者が推奨する方法を参考に、点検担当者、点検頻度、点検でニュアール及び点検記録簿の在り方を検討し、全庁的な統一方針において実施を促す。</p>

<p>6割を超える機関において整備されていない状況であった。 点検を実施したことを記録しておくことは、AEDがいつでも活用できるよう確認し管理する上で必要であることから、点検記録簿の整備促進に努められたい。</p>	<p>(4) 消耗品の管理について バッテリーや電極パッドの使用期限については、全ての設置機関で把握しており、期限を超過したものは見られなかったが、一部の機関において、バッテリーや電極パッド等の交換時期等を記載した表示ラベルがAED本体や収納ケース等に取り付けられていない事例が見受けられた。 表示ラベルの記載を基に、バッテリーや電極パッド等の交換時期等を日頃から把握し、交換を適切に行うよう、消耗品の更新・交換等の適切な管理に万全を期されたい。</p> <p>前項の検討に合わせ、消耗品の交換時期の表示等を日常的に確認するとともに、適切に更新・交換等を行うよう促す。</p>	<p>(5) AEDの操作方法の習得について AEDを設置している県の機関において、危急の際にAEDを有効に使用するためには、職員が的確に当該AEDを操作できるように職員の育成や職員配置等の体制整備が重要である。 多くの設置機関において、AEDの操作に関する講習や研修への参加を奨励しており、主体的に職員へのAEDの操作訓練を実施している機関もある一方で、職員のAEDの操作方法に関する講習等について受講状況が把握していない機関も一部に見受けられた。 また、職員が、危急の事態に躊躇なく迅速かつ的確にAEDを操作できるようにするためには、職</p>	<p>習得機会の増加方策を検討する。</p>
<p>員がAEDの操作に関する講習や研修を反復かつ継続して受講することが必要不可欠であるが、職員のAED操作の講習・研修の参加状況は十分とは言えない状況である。 県の機関に設置し、管理しているAEDを危急の際に有効に活用できるようにするため、全ての県職員が、継続的かつ定期的（2～3年間隔）にAEDの操作方法を含む救急救命法の講習や研修に参加できる機会を確保するとともに、組織として各職員の参加履歴を管理することを行うことなどにより、職員誰でも、いつでもAEDを使用できる体制の構築と職員配置への配慮について検討されたい。</p>	<p>(6) 指定管理者制度導入施設における管理及び指導について 宮城県指定管理者制度導入施設において、漁港の係留施設などAEDを設置していない施設が半数程度見受けられた。 施設の形態、施設の利用者数や周辺施設の設置状況を踏まえ、必要に応じてAEDの設置を検討し、指定管理者への指導も含めて必要な措置を図られたい。 また、AEDの管理等について、県担当課の指導が行われていない指定管理者制度導入施設が8割以上見受けられた。 AEDの管理等について、指定管理者の協定書等で必要措置を定めておくなどAEDの適切な維持管理についても指導に努められたい。</p>	<p>多くの県民が利用する指定管理施設において、県民の命を守るための体制を整えておくことは重要であると考ええる。 県の機関におけるAED設置の考え方との整合性を図り、AED未設置の指定管理施設について、必要に応じてAED設置を検討し、適切な措置を講ずるよう指導する。 AED設置済の指定管理施設については、AEDの適切な維持管理や職員研修の実施などの必要な措置を協定書で定めるなどの対応を指導し、AEDをいつでも適切に使用できる体制の構築を図る。</p>	<p>3 AED設置の情報提供の 一般財団法人日本 設置機関の施設内で使用することを想定している機関が多く、登録が推奨されている一般財団法人</p>

<p>救急医療財団への登録について</p>	<p>日本救急医療財団のホームページにAED設置の情報登録が行われていない機関が約半数見られた。AED設置の情報については、県民の生命を守るために積極的な公開が望まれることから、特段の事情がなく、設置情報を登録していない機関においては、同財団へのホームページに的確な情報を登録するよう努められたい。</p>	<p>県民に対する県としての情報提供は、前項の一般財団法人日本救急医療財団ホームページの活用による設置場所検索方法の周知等について検討する。 また、地域住民に対する情報提供は、設置機関の設置用途や使用時間によって活用の在り方が異なるものと考えられ、一律の扱いは難しいが、必要に応じた活用について周知を図る。</p>
<p>(2) 県民及び地域住民への積極的な情報提供について</p>	<p>県のホームページで情報提供している機関が極めて少ない状況である。また、地域と密接に関係のある学校等県の機関において、地域住民等にAED設置についての情報が十分周知されていない事例が見受けられた。 県の機関が、地域住民との交流を図り、地域にAED設置や操作方法等の情報を提供することによって、県の機関に設置したAEDが有効に活用され、地域住民の救命につながることで、設置されたAEDが県の機関と地域住民や関係機関とのコミュニケーションの役割を担うことも期待できることから、様々な機会を捉えて、県民及び地域住民へAED設置等について積極的に情報提供するよう努められたい。</p>	<p>県民に対する県としての情報提供は、前項の一般財団法人日本救急医療財団ホームページの活用による設置場所検索方法の周知等について検討する。 また、地域住民に対する情報提供は、設置機関の設置用途や使用時間によって活用の在り方が異なるものと考えられ、一律の扱いは難しいが、必要に応じた活用について周知を図る。</p>

○宮城県監査委員告示第10号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人小池伸城から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊2のとおり公表する。
平成30年 4月17日

宮城県監査委員 齋 藤 正 美

公安委員会

宮城県監査委員 すとぅ 哲
宮城県監査委員 石 森 建 二
宮城県監査委員 成 田 由 加里

○宮城県公安委員会告示第51号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成30年 4月17日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

(ア) 第1回講習 平成30年 6月6日（水）から同月15日（金）までの上、日曜日を除く8日間

(イ) 第2回講習 平成30年 7月4日（水）から同月13日（金）までの上、日曜日を除く8日間

イ 追加取得講習

(ア) 第1回 平成30年 6月11日（月）から同月14日（木）までの4日間

(イ) 第2回 平成30年 7月9日（月）から同月12日（木）までの4日間

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

第1回及び第2回ともに新規取得講習及び追加取得講習あわせて40人程度

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

(1) 新規取得講習

<p>受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者</p> <p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者</p> <p>(2) 追加取得講習</p> <p>受講申請受付日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)～オのいずれかに該当する者</p> <p>5 事前申込み</p> <p>(1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。 なお、1回の電話での受付は1人とする。</p> <p>(2) 受付期間 ア 第1回講習 平成30年5月7日（月）から同月11日（金）までの5日間（5月7日から10日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで） イ 第2回講習</p>	<p>平成30年6月4日（月）から同月8日（金）までの5日間（6月4日から7日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで） なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>6 受講手続</p> <p>事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 申請受付期間 ア 第1回講習 平成30年5月14日（月）から同月18日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで） イ 第2回講習 平成30年6月11日（月）から同月15日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）</p> <p>(2) 申込書の提出先 事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。 なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通</p> <p>イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）</p> <p>ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通</p> <p>(フ) 前記4-(1)～オに該当する者 最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 前記4-(1)～イに該当する者 1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記4-(1)～ウに該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 前記4-(1)～エに該当する者 旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記4-(1)～オに該当する者 旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年</p>
---	---

以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては47,000円、追加取得講習受講者にあつては23,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

8 その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活安全企画課

（電話番号022-221-7171 内線3054・3055）